

特商法・預託法の見直しに関する検討課題について

令和 2 年 2 月 1 8 日

弁護士 池 本 誠 司

1. 悪質な販売預託商法に対する実効的な法制度

- ・消費者委員会令和元年 8 月 3 0 日「販売預託商法に関する意見」
- ・日弁連 2020 年 1 月 1 7 日「販売預託商法に関する意見書」

(1) 販売預託商法の大規模被害の実情

①過去に大規模被害を繰り返してきた

【参考 1】主な販売預託商法の事例と被害額

- ・豊田商事事件以降の主な事件だけで、被害額合計 1 兆円超。

表 14 いわゆる「販売預託商法」等による主な事件

事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額	一人当たりの平均被害金額	スキーム
1 豊田商事事件	昭和 57 年～ 昭和 60 年	金地金	約 29,000 人	約 2,000 億円	約 690 万円	訪問販売の方法で金地金を販売するとともに、これを同社が 5 年間預かって運用し、年 10% の運用益を配当。5 年後に時価で買い戻すと説明。実際には金地金はほとんど保有していなかった。(契約上は購入物品の預託であるが、金地金は顧客別の特定が不可能。)
2 八業物流事件	平成 11 年～ 平成 13 年	健康食品	約 40,000 人	約 500 億円	約 125 万円	マルチ商法の勧誘手法により、購入者が代理店となって健康食品を割引価格で購入するとともに、1 割は引渡しを受け、9 割は同社に販売委託し、同社が独自の販売ルートで売却することにより販売利益を配当するため、拠出金が 2 倍になると説明。実際には契約者に引き渡す商品以外は存在しなかった。(契約上は購入物品の預託であるが、健康食品は顧客別の特定が不可能。)
3 近未来通信事件	平成 11 年～ 平成 18 年	IP 電話 中継局	約 2,000 人	約 400 億円	約 2,000 万円	国内外に独自の IP 電話中継局を設置し、他社の電話網とネットをつないで格安料金で IP 通話サービスを展開するとの事業計画により、個人・法人に出資を募り、中継局の通信用サーバーの「オーナー」となれば、電話利用者が支払う利用料から配当が支払われ、2 年で資金回収が可能であると説明。実際には 2400 台以上あるとされた中継局が 7～9 台しか存在しなかった。(契約上は中継局サーバーのオーナーであるが、顧客別の所有権の特定なし。)
4 ふるさと牧場事件	～平成 19 年	和牛	約 5,000 人	約 200 億円	約 400 万円	和牛を販売するとともに、同社に預け、肥育して成牛を売却すること、元本を保証し高配当を行うと説明(和牛オーナー制度)。実際には契約件数に見合う牛を保有していなかった。(100 万円コース、200 万円コースといった契約であり、顧客別の牛の所有者の特定なし。)
5 安愚楽牧場事件	平成 9 年～ 平成 23 年	子牛	約 73,000 人	約 4,200 億円	約 575 万円	子牛を販売するとともに、同社に預け、肥育して成牛を売却することにより利益を配分すると説明(和牛オーナー制度)。実際には約 10 万頭分のオーナー契約に対し、牛の数は 6～7 割程度しか存在しなかった。(顧客別の牛の所有者の特定なし。)
6 フラワーライフ事件	平成 19 年～	押し花ブーケ、 フラワーアレンジメント	約 2,300 人	約 60 億円	約 260 万円	押し花ブーケ、フラワーアレンジメント等のレンタル商材を顧客に販売するとともに、これを同社が借り上げ、第三者にレンタルすることによりレンタル料を顧客に支払うと説明し、商材を 500 万円で販売し、月額 30 万円で借り受ける契約を締結(ビジネスパートナー契約)。しばらくの間は事業を展開しレンタル料が支払われたが、その後破綻。(契約上は購入物品の預託であるが、レンタル商材は顧客別の特定が不可能。)
7 ジャパンライフ事件	～平成 30 年	磁気治療機器	約 7,000 人	約 2,000 億円	約 2,857 万円	磁気治療機器を販売するとともに、これを同社に預け、同社がレンタル事業を展開することによりレンタル料を支払うと説明(レンタルオーナー制度)。消費者庁が 2016 年 12 月から 2017 年 12 月まで 4 回にわたり行政処分を行ったが、さらに営業を継続。(契約上は購入物品の預託であるが、磁気治療機器は顧客別の特定が不可能。)
8 ケフィア事業振興会事件	～平成 30 年	干し柿など	約 30,000 人	約 1,000 億円	約 333 万円	買戻特約付売買契約を締結し、一口数万円を出資して形式上消費者が対象商品(干し柿、各種ジュース、ヨーグルトなど)のオーナーとなれば、満期に 10% 前後の利息を上乗せして当該対象商品を買戻すと説明。実際には、新規で集めた資金を満期が来た商品の支払に充てる自転車操業状態であった。(契約上は買戻特約付売買契約であるが、実態は「販売預託商法」であり、対象商品は顧客別の特定が不可能。)

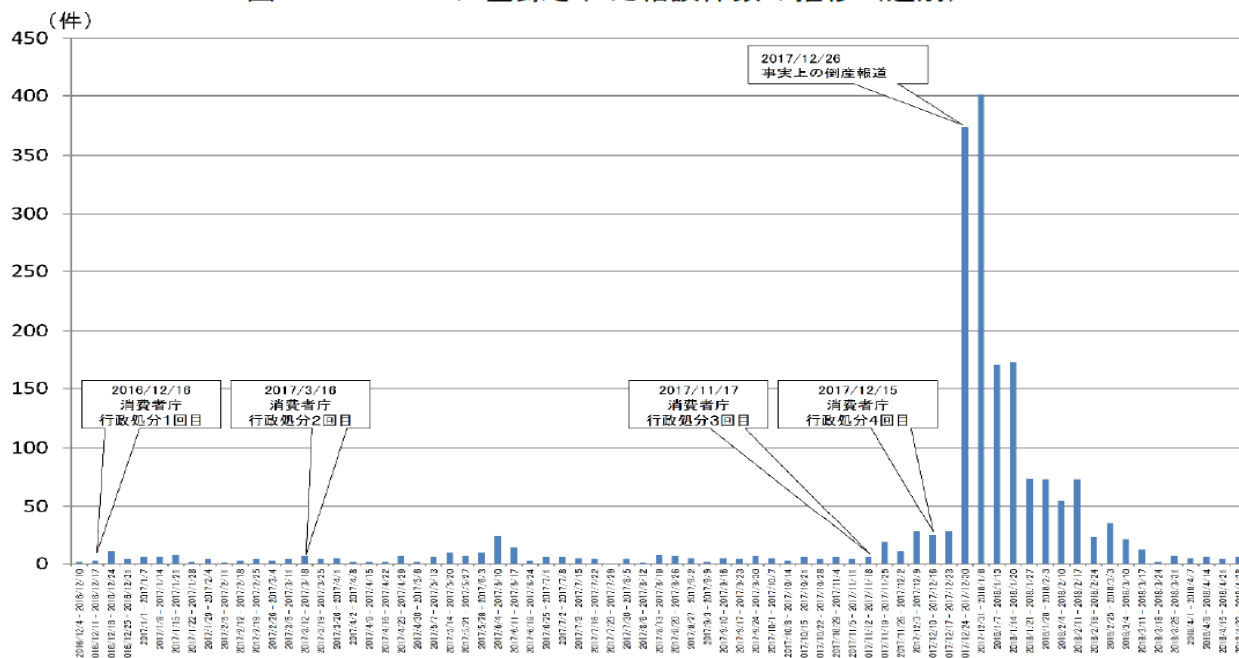
(注) 報道等より当委員会作成。

②消費者庁はジャパンライフに対し業務停止命令を4回繰り返したが、既存契約者は配当を受けている限り様子を見るしかない。

【参考2】ジャパンライフ事件の週別相談件数

⇒4回の行政処分が報道されても相談はほとんど増えず、倒産報道の後に急増。

図6 PI0-NETに登録された相談件数の推移(週別)



消費者委員会調査報告書12頁

【課題①】契約者の申し出を待たないで早期の実態把握ができる法制度

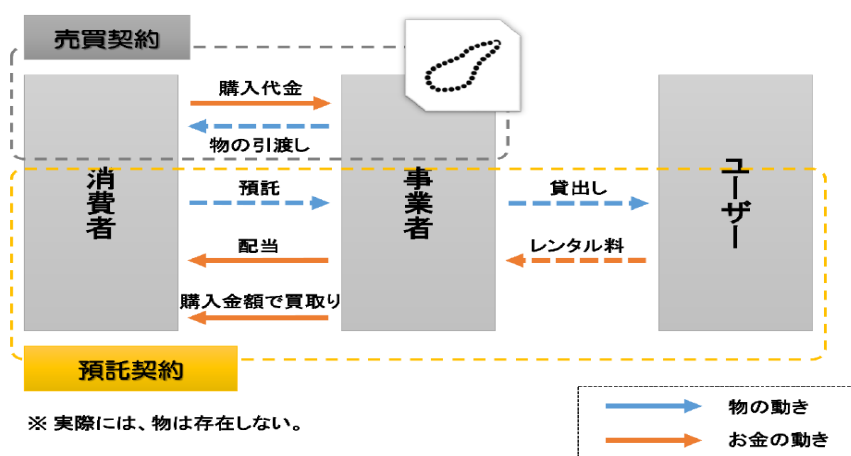
【課題②】新規勧誘業務停止の処分だけでなく、集めた資金による活動・配当の停止

(2) 規制対象取引を「販売+預託取引」とする【参考3】

【参考3】販売預託商法の仕組み

イ 被害事案のスキーム

図5 被害事案のスキーム



消費者委員会調査報告書6頁

- ・現行法：商品を預かって運用し配当する契約（下段部分）だけの定義
⇒商品を販売し代金を支払う契約（上段部分）とセットで投資取引となる

①現物まがい商法に流れる危険性のある取引類型に限定し、過剰規制を避ける。

○シェアリングエコノミー協会事務局

(令和元年7月26日消費者委員会議事録11頁)

質問：手持ち商品を預託する方式でなく、販売して預託を受け利益を提供する仕組みの事業者が、業界全体でどの程度ありますか？

回答：「シェアエコ業界で何パーセントぐらい（販売）預託ビジネスに近いものがあるかというところ、私の肌感覚で恐縮ですが、現時点では本当に1%もない、多分ゼロではないかと思っています。」

②脱法行為を防ぐため、定義規定の検討が重要。

・金融商品取引法の集団投資スキームの定義も参考に。

＜集団投資スキーム(金商法)と販売預託取引の関係＞

金銭の拠出 (金商法2条2項5号本文)	★販売預託取引★ (商品等の拠出＋運用＋利益提供)
	金銭に類するものの拠出 (金商法政令1条の3第4号、定義府令5条)

(3) 不当勧誘行為を規制する視点だけでなく、**現物の裏付けを欠く販売預託取引（現物まがい取引）**を早期に把握し業務停止命令により拡大を食い止める。

①目的物の保有＋運用の合理的根拠資料の提出要求＋みなし規定により早期処分へ

②罰則により禁止することで事業自体を止めさせる対応へ

⇒物品を預かると称して保有・運用しないで取引を行うことは、詐欺行為に等しい破綻必至の違法行為。

⇒「4年以上の懲役」とし、**組織犯罪処罰法の対象、犯罪被害財産の還付制度**につなげる。

(4) **現物の裏付けを欠く販売預託取引は民事上無効**と規定することで被害救済へ

⇒「取消しができる」規定では契約者は判断できない。無効評価を示すこと。

金商法171条の2（未公開株を無登録業者が販売）に規定あり。

(5) **現物まがい取引の実態を早期に把握するため、参入規制の導入を検討すること**

⇒契約者の苦情申出を端緒に調査・処分に進む仕組みでは対応が遅れる

⇒客観的な業務財務資料を開業時・毎年度提出させる

(6) **破綻必至の取引実態を把握したときは、行政庁による破産申立権が必要**

⇒契約者（被害者弁護団）の申立による破産申立は、破綻するまで実行不能。

⇒行政庁の実態把握の結果に基づき被害救済に結び付ける法制度を

※消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書」（平成25年6月）

(7) **法執行の強化と法制度の整備を並行して推進するため、人的・財政的体制強化を**

・現在の体制で実行可能な法制度ではなく、

販売預託商法を防止できる法制度＋体制を設けることが消費者庁への国民の期待

2. 特定商取引関係の悪質業者のトラブルと規制の整備

(1) 定期購入被害や詐欺的サイト業者に対する実効的な規制の導入

A) 平成29年省令改正後も、定期購入に関する悪質な手口が多様化しており、消費生活センターであつせん交渉を行っても解決困難な状態が続いている。

- ①典型的な「初回お試し契約＋2回目以降定期購入契約」
- ②「初回値引き契約＋2回目以降期間の定めのない契約で解約可能」
- ③「初回値引き契約＋2回目は数カ月分をまとめて送付」
- ④「初回値引き契約＋2回目以降定期購入」（解約すると初回分値引き解消）

B) 定期購入の初回契約条件の表示とは別に、2回目以降の契約条件を注意書きの形で表示している現状に対し、広告画面及び申込確認画面において「2回目以降を含む契約条件を一体的に表示するルール」を明確化すべきではないか。

C) 不当な広告表示が短期間のうちに変更されるサイト業者に対し、違反行為が中止された場合でも行政処分を行うことができるか否か解釈運用が明確でないのではないか。同種違反行為の抑止と既存契約者の保護のため、適用可能であることを法令上明確化すべきではないか。

適格消費者団体の差止請求権についても、適用可能性を検討すべきではないか。

D) アフィリエイト広告に虚偽誇大広告があり、それを見てクリックすると通販業者の公式サイトの申込画面にリンクし誤認して契約するトラブルが増えている。アフィリエイト広告の違反行為は広告委託元であるネット通販業者の責任であることを明確化し、通販業者・広告代理店等に周知すべきではないか。

消費者がどのアフィリエイト広告からアクセスしたのかを、事業者が契約者に対し契約当時のアフィリエイト広告画面を開示するルールが必要ではないか。

E) 2回目以降の継続購入契約をいつでも解約できると表示しながら、「解約申出は電話に限られ、なかなかつながらない」というトラブルが増加している。中途解約権を認める契約の場合はWebサイトによる解約手続を確保する措置が必要ではないか。

F) ネット通販に対する適格消費者団体の差止め請求の対象に、誇大広告だけでなく、申込画面違反と広告表示義務違反を加えることが必要ではないか。

G) インターネット広告の不当表示を誤認した契約について民事的な救済の規定が必要ではないか。

(2) 悪質な連鎖販売取引による被害への対策

A) 投資商品・投資取引・販売預託取引など利益收受型商品役務を連鎖販売取引で販売することは、近未来通信事件、ワールドオーシャンファーム事件、八葉物流事件、ジャパンライフ事件、投資情報商材事案など、被害拡大につながりやすい。商品等による利益收受と紹介利益の收受との二重の利益を標榜する連鎖販売取引は規制すべきではないか。

B) 連鎖販売取引の勧誘に当たり借入金・クレジットを利用させる行為は、借金し

ても必ず儲かるとの不当勧誘行為に結び付くことから、禁止すべきではないか。

C) 連鎖販売取引が実態を欠く状態で活動を継続することを防ぐため、特定利益の收受実績等の情報提供義務を加えるべきではないか。

(3) その他被害防止・救済の実効性ある規定の整備

A) EU諸国では訪問販売・電話勧誘販売等のクーリング・オフ期間14日間が趨勢となっており、諸外国の法制度の実情を踏まえて見直しが必要ではないか。

B) 消費者契約法平成30年改正で追加された困惑類型の取消し規定を踏まえて、被害拡大防止のため特定商取引法における不当勧誘行為の行政規制の規定を追加すべきではないか。

C) 行政庁が特商法等の違反行為により行政処分を行った場合、当該事業者による被害者の救済を被害者弁護士や特定適格消費者団体等が利用できないのが現状である。処分行政庁が収集した実態把握の情報・資料のうち一定の範囲のものを民事的な救済に提供できる制度的な措置が必要ではないか。

D) 海外サイト業者による日本語サイトの被害が多発している。

・国内の消費者向けに日本語サイトを運営する事業者に対し、日本語による相談窓口を設置することを義務付けることが必要ではないか。

3. デジタルプラットフォーム取引に関するルール整備

○プラットフォームの出品者に関する苦情適切処理等の責任

・消費者委員会オンラインプラットフォームにおける取引の在り方専門調査会報告書(2019年4月)は、自主規制による取引適正化の課題など9項目を提言した。

最近のトラブル実態に照らせば、法整備が直ちに必要な事項があるのではないか。

・例えば、出品者の商品・連絡先等の調査確認義務、苦情発生時の調査・適切処理義務、連絡不能出品者に関する連絡先情報開示義務等。

4. 特定商取引業者に対する自主規制の取組の促進

(1) 事業者の自主的法令遵守(コンプライアンス)の取組を推進するため、特定商取引類型の事業者に対し自主規制の努力義務規定を設けることが必要ではないか。

⇒自主的法令遵守に取り組む事業者・事業者団体を促進することで、行政規制を強化する悪質業者に焦点を絞ることが可能となる。

(2) 消費者行政の役割として事業者の自主規制を促進する規定も必要ではないか。

⇒消費者行政におけるソフトローとハードローの実効的な組み合わせを目指す。